

議第210号

損害賠償の額の決定について

損害賠償の額を次のように定める。

令和元年 9 月20日提出

京 都 市 長 門 川 大 作

損 害 賠 償 額		3,184,572円
事 故 の 概 要	種 別	街路樹の倒伏による衝突事故
	発 生 年 月 日	平成30年 8 月 8 日
	被 害 者	
	損 害 の 程 度	第 2 ・ 3 胸椎破裂骨折及び着衣等の破損

提案理由

損害賠償の額を定める必要があるので提案する。